

訪問看護重要事項説明書(介護保険用)

指定訪問看護事業者 及び 指定介護予防訪問看護事業者

特定非営利活動法人 Rewarding Next 訪問看護ステーション ポットこもれび

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話:011-856-6757 FAX:011-854-6775

管理者: 白杵 真貴子 ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

1 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ポットこもれび
所在地	札幌市白石区栄通10丁目6-10 レジデンス稻津102号
事業所番号	指定訪問看護 0160590261 号
サービス提供地域	札幌市白石区・厚別区・豊平区、清田区と南区の一部

2 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名(サービス担当職員と兼務)
事務員	一般業務	3名(非常勤3名)
サービス担当職員	サービスの担当	14名
内訳	看護師	7名(常勤6名、非常勤1名)
	理学療法士	6名(常勤5名、非常勤1名)
	作業療法士	1名(常勤1名)

3 営業時間

営業日	月～金曜日。土・日・祝日休み。12月29日から1月3日まで休み 8月に盆休みあり
営業時間	平日:午前9時00分から午後5時30分 ※ただし、緊急時訪問看護加算対象者のみ、24時間電話連絡体制を整えております。

4 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、ご利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに、ご利用者の生活の質が高められるような在宅生活の充実に向けて支援します。
- (2) 感染症や非常災害の発生時において、訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。
- (3) 事業の実施に当たっては、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (4) 事業の実施に当たっては、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、看護師等に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

5 サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、ご利用者の居宅において看護師、その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次にあげる内容のサービスを行います。

※理学・作業療法士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるという位置づけとなっています。
そのため、理学・作業療法士による訪問看護では、利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ定期的な看護職員による訪問をして、利用者の状態の適切な評価を行っていきます。

- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥創の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテルなどの管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

※身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由、その他必要な事項を記録させていただきます。

- (2) 訪問看護に際しては、訪問看護記録を記載するとともに主治医に対し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に提出し、保存します。

6 訪問日程と担当職員

- (1) 事業者は、ケアプランに定められた日程により訪問看護サービスを提供します。
- (2) ご利用者の病状の変化やその他やむを得ない事情により、訪問日や時間帯等が変更になる場合がありますので、ご了承下さい。
- (3) 安定したサービス提供のため、担当者以外の職員が訪問をしたり、定期的に担当者の変更を行う場合がありますので、ご了承ください。
- (4) ご利用者は、いつでも担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- (5) 最大2ヶ月間の入院・入所等が見込まれる場合、訪問休止として、再開時には、担当職員、訪問日や時間帯など変更する事がありますので、ご了承ください。

7 ご利用者負担金

- (1) ご利用者負担金は、介護保険の法定利用料・割合負担証に基づく金額で、次表のとおりです。
- (2) ご利用者負担金は月ごとの支払いとし、翌月10日前後に、原則現金でお支払いいただきます。
振り込みの場合は、振込み手数料が、ご利用者負担となります。**領収書の再発行は、不可です。**
- (3) 下記のご利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦ご利用者が利用料(10割)を支払い、その市区町村に対して保険給付分(7~9割)を請求することになります。

ご利用者負担金(介護保険法定利用料)

1回の提供時間(回数で算定)	単位数		地域区分	自己負担10%		自己負担20%		自己負担30%	
	介護	予防		介護	予防	介護	予防	介護	予防
訪問看護 I 1 (20分未満)	314	303	10.21	321	310	642	619	962	929
訪問看護 I 2 (30分未満)	471	451	10.21	481	461	962	921	1443	1382
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	823	794	10.21	841	811	1681	1622	2521	2433
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1122	1090	10.21	1146	1113	2292	2226	3437	3339
訪問看護 I 5 (20分)	294	284	10.21	301	290	601	580	901	870
訪問看護 I 5・2超 (20分)	265		10.21	271	0	542	0	812	0
			10.21	0	0	0	0	0	0
サービス提供体制強化加算 I	6		10.21	7		13		19	
加算の種類		単位数		自己負担10%					
緊急時訪問看護加算(月単位で加算)	600	574	10.21	613		587			
特別管理加算 I・II(月単位で算定)	500	250	10.21	511		256			
初回加算 I・II	350	300	10.21	358		307			
退院時共同指導加算	600		10.21			613			
口腔連携強化加算		50	10.21			52			
看護介護連携強化加算		250	10.21			256			
長時間訪問看護加算(回数で算定)		300	10.21			307			
複数名訪問加算 I 30分未満(〃)		254	10.21			260			
複数名訪問加算 I 30分以上(〃)		402	10.21			411			
ターミナルケア加算(死亡月に算定)		2500	10.21			2553			

(注1)時間帯が、夜間・早朝(18時～22時、6時～8時)の場合25%増、深夜(22時～6時)の場合50%増となります。

(注2)自己負担額は、介護報酬の計算上、3～4円増減することがあります。

(注3)緊急時訪問看護加算とは、必要に応じて緊急訪問する体制をとる事で、24時間ご相談や緊急訪問のサービスを受ける事ができます。月1回のみの算定で、実際に訪問した場合は別途料金がかかります。

(注4)特別管理加算とは、経管栄養の方、カテーテル留置中の方、人工肛門の方、在宅酸素使用中の方等、厚生労働大臣が定める状態にある方(IとIIの区分に分けられる)を訪問看護させていただいた場合に加算されます。

(注5)初回加算とは、退院当日に看護師が初回訪問した場合が「I」で、退院日以外の初回訪問日は「II」で算定されます。

(注6)退院時共同指導加算とは、入院中の医療機関と訪問看護との間で、退院後の在宅で療養上必要な説明及び指導を共同して行った場合に算定されます。

(注7)口腔連携強化加算とは歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価の結果を情報提供した場合に算定されます。

(注8)複数名訪問加算では、同行者が看護師等の場合を「I」で、看護補助者の場合を「II」で算定されます。

(注9)ターミナルケア加算とは、ご利用者が死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合に加算されます。

(注10)厚生労働大臣が定める施設基準に照らして、理学・作業療法士の訪問については、1回(20分)につき8単位を所定単位数から減算されます。

(注11)介護予防のリハビリは、開始して1年を経過すると、「訪問看護 I 5」は、15単位減算されます。

(注12)高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、業務継続計画が策定されていない場合、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算されることがあります。

(4) 交通費

通常のサービス提供地域(札幌市白石区・厚別区・豊平区の全域、清田区は北野、平岡、平岡公園、清田、里塚、南区は澄川のみ)は無料ですが、その他の提供地域外へのサービス提供の場合、以下に定める交通費基準に基づき、交通費を請求させていただきます。

公共交通機関利用の場合： 実費

自家用車の場合:事業所より半径 0.5km～1.5km 未満/100円	1.5km～3km未満/200円
3km～4.5km 未満/300円	4.5km～6km未満/400円
6km～7.5km未満/ 500円	7.5km以上1.5km毎に100円追加

(5) キャンセル料

当日にキャンセル連絡を頂いた場合、1000円のキャンセル料を請求させていただきます。

前日の17:30までに連絡があった場合には、キャンセル料を徴収いたしません。

8 その他の利用料

介護保険で対応出来ない訪問について、希望により下記のサービスを行います。

※内容により、医師の指示が必要となります。 ※交通費:実費請求

- (1) 退院日当日の訪問 30分あたり 3,500円(税抜き) ※特別管理加算対象者は除く。
- (2) 死後の処置料(亡くなられた後のご遺体のお世話等) 1回あたり 10,000円(税抜き)
- (3) 個人都合で定期訪問が営業時間を超える場合、10分あたり1,000円(税抜き)となります。

9 サービスに関する相談・苦情窓口

- (1) 当事業所はご利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し訪問看護に関するご利用者の要望・苦情に対し迅速に対応します。
- (2) サービス提供に、苦情がある場合また事故が発生した場合は、ご利用者様の家族、市町村、介護支援専門員等に速やかに連絡をとり、迅速かつ誠実に対応します。
- (3) 苦情や事故の状況及びその対応や処置等は、事業者が明確にその経過を記録します。
- (4) 事業者は、事故に対して、その原因を解明して、再発防止策を講じる努力をしていきます。
- (5) 当事業所以外に、市役所・区役所の苦情窓口等に、相談・苦情を伝えることができます。
1 札幌市役所 011-211-2547(介護保険課) 2 各区役所の保健福祉サービス課

10 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応の上ご利用者の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従います。契約書に記載頂いた緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業者の提供する看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については対応します。なお、当事業所は、損害賠償保険に加入しております。
- (3) 自然災害・広域災害等で、当事業所がサービス提供困難と判断した場合、届け出のある連絡先(電話・メール)に、その旨を伝えていますが、連絡不可で当日の訪問が、中止になる場合があります。

11 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得たご利用者の情報は堅く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

12 サービス提供記録の開示について

当事業所は、ご利用者の個人情報についてご利用者が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当事業所の「利用者情報の提供等に関する指針」に従って対応します。又、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします(一部開示費用発生します)

13 その他

サービス提供の際の事故、トラブルをさけるため、次の事項にご留意下さい。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など、ご利用者負担金以外の金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (2) 看護師等は、介護保険法上、ご利用者の心身機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承下さい。
- (3) サービス利用にあたり、ご利用者の保険証（介護保険証・割合負担証/医療保険証等）を確認させていただきます。医療保険併用の場合、保険証等を確認した月から有効となります。尚、各保険証の変更の際には、速やかにご連絡いただきますよう、お願ひいたします。
- (4) サービス提供にあたり、医師からの訪問看護指示書が必要となります。病院から、ご利用者様に対して、定期的に訪問看護指示書作成料が請求されますので、ご了承下さい。
- (5) 介護保険の法定利用料は、定期的な見直しがあります。改定の都度、別文書にて説明同意を行わせていただきますので、ご了承下さい。